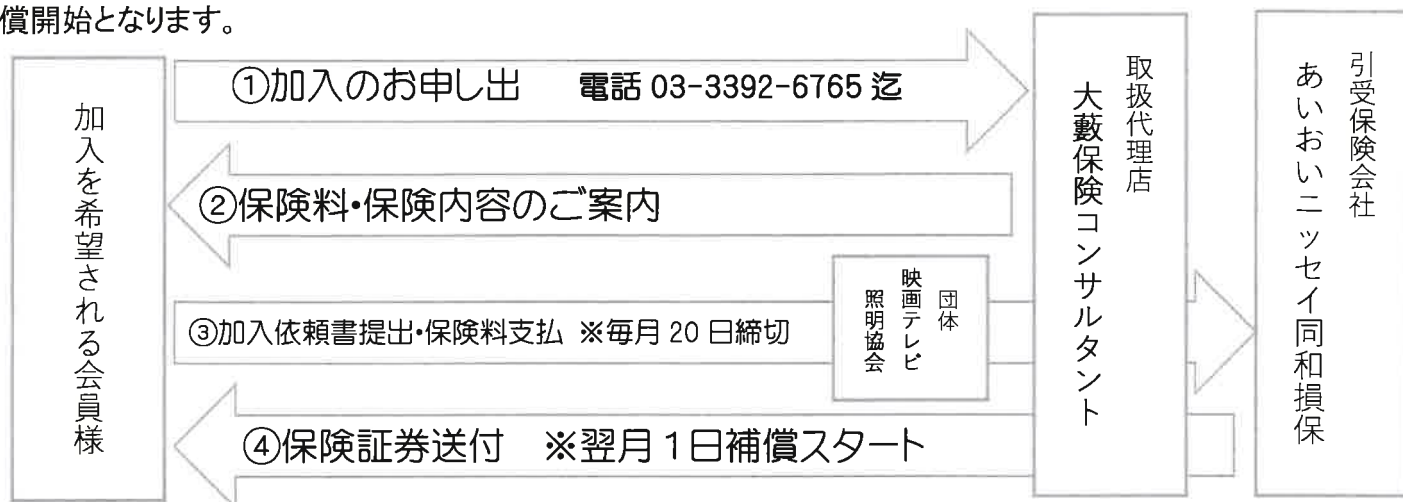


【団体保険の申込の流れ】

*協会の会員だけを対象にして、個人事業主、法人(会社)が個別に加入する保険

保険契約の申込は、毎月 20 日までに申込手続き・保険料のお支払いを頂くことで、翌月 1 日より補償開始となります。



《A》請負業者賠償責任保険 (相手への賠償)

管理・借用財物特約で、レンタル機材も補償します。また、撮影業務において第三者に対し、身体又は財物に損害を与えた場合、法律上に賠償責任が生じた時に被る損害について保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金内容】

1. レンタル機材の破損に伴う弁償(修理代含む・紛失不可)
2. 対人賠償(治療費・休業損害・慰謝料)
3. 対物賠償(修理費・修理に伴う休業損害)
4. 訴訟になった場合の訴訟費用・弁護士費用)

【保険料イメージ】 保険期間 1 年間・包括割引 10%

◆対人・対物共通で 1 億円(1 事故)

◆管理財物損壊保障特約/借用財物損壊保障特約(レンタル機材等) 500万円(免責 5 万円)

売上高	200万円	300万円	500万円	1000万円	4000万円
保険料(年払)	8,090円	12,140円	20,420円	40,480円	161,910円

◆対人・対物共通で 500万円(1 事故)

◆管理財物損壊保障特約/借用財物損壊保障特約(レンタル機材等) 500万円(免責 5 万円)

売上高	200万円	300万円	500万円	1000万円	4000万円
保険料(年払)	5,000円	6,750円	11,260円	22,520円	90,070円

《B》タフビス業務災害補償保険 (本人とスタッフにおけるケガの補償)

現場の管理下における照明チーフ・助手・単発バイト・受注業者等が、作業中にケガが生じた場合その補償をします。契約者の方は現場だけに限らずプライベートでのケガも対象になります。また、安全配慮義務が果たされていない等労働訴訟になった場合の負担する賠償金等もお支払いします。(訴訟内容にて判断有)

【補償する主な事故例】

1. 作業中に助手が脚立から転落してケガをした
2. 高所作業中、誤ってグリップを落とし助手にケガをさせた
3. キャットウォークやイントレから転落して半身不随となった
4. 安全管理上の問題を指摘され訴えられた

【保険料イメージ】 保険期間 1 年間

1. 死亡補償：100 万円
2. 入院日額：2,000 円
3. 通院日額：1,000 円
4. 手術：入院中 2 万円・日帰り 1 万円
5. 治療実費：100 万円
6. 使用者賠償：3,000 万円

売上高	200万円	300万円	500万円	1000万円	4000万円
保険料(年払)	40,950円	41,890円	43,780円	48,610円	78,730円

*加入者ごとの保険料は年間売上高(千円単位)で決定します。直接、大藪保険にお問合せ下さい